

Reform Q&A その8

築10年前後の住宅でしたら、傷んだ箇所だけをリフォームすれば快適な住まいに生まれ変わりますが、築20年以上となるとそういうつぶやきません。この時、リフォームと一緒に替えるのがお得になりますかを見極めることが重要です。

まず、現在の構造や設備の状態をご希望のリフォームプランの金額が建て替えた時の金額の50%ぐらいいまでありますようにしてから業者に診断してもらいましょう。

リフォームする方がいいでしょう。法律上の問題で、建て替えたうら現在の広さを確保できない場合も、構造体を残した全面リフォームを施す方がいいでしょう。構造体が、リフォームして何年持つかは重要なポイントです。木造在来工法なら構造体の傷んだ箇所を補強すれば新築同様の耐用年数にすること可能になります。

建築ができないなどの場合です。このようないかんの場合は、リフォームを施すか、建て替えを行なうかを決定します。建て替えは、資金面や将来設計の見通しが立てやすい40代後半から50代前半に行なうのが望ましいと言われています。

お子様の独立や、高齢のご両親との同居など、将来の家族構成の変化も念頭に入れて検討します。



Answer

家の状態、予算、改築面積の融通性をチェックして、どちらがお得になるか検討しましょう。



築23年目の我が家…
建て替えるのと、
リフォームするのと
どっちが得なんやろか?



リフォームか建て替えかの判断ポイント

リフォームの良いところは…

- 仮りの住まいを確保する必要が少ない。
 - 引っ越しで家具等が傷む心配が少ない。
 - 建て替えよりも低予算。
 - 現在使っている柱や梁などの部材を生かすことができる。
 - 法律上の問題で、建て替えると現在の広さを確保できない時も、構造体を残した全面リフォームなら広さを確保できる。
 - 予算に応じて、気になる箇所から工事を行なう。

建て替えの方が良い場合は…

- シロアリなどの被害で、柱や梁などの構造強度が低下している時。
 - 全面改築に近いリフォームになってしまう時。



もっと詳しく大切な家のこと、お話ししたいです。

どうぞ、お気軽に ぜひ、お電話ください！

QRコードで
携帯から簡単アクセス!



イレブンエステート 株式会社

〒533-0011 大阪市東淀川区大桐2丁目5番6号

0120・68・1171 ☎ 06-6324-1171
フリーコール FAX 06-6324-1195 定休日水曜日

(社)大阪府宅地建物取引業協会正会員 (財)住宅性能評定制度登録店 第21001461号
ホームページも URL <http://www.11estate.co.jp>
宅建免許／大阪府知事(3)第46204号 建設業／大阪府知事許可(般-20)第109245号
ご覗ください。 E-mail info@11estate.co.jp



ウラ面もご覧ください